

有効期間満了日 令和11年3月31日

熊留管第321号

令和5年12月26日

「留置管理業務推進要領」の一部改正について（通達）

【概 要】

本通達は、留置管理業務の適性な推進を図るため、留置管理業務を推進するに当たつて留意すべき基本的事項について「留置管理業務推進要領」として定めたものである。